

認定こども園 すみれ子ども園 重要事項説明書

当園における幼児教育・保育の提供の開始にあたり、保護者の皆様に確認すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	学校法人 如竹学園
所 在 地	鹿児島県熊毛郡屋久島町安房 152-1
電 話 番 号	0997-46-2526
代表者氏名	理事長 岩川臣之介

2 利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	認定こども園 すみれ子ども園
施 設 の 所 在 地	鹿児島県熊毛郡屋久島町安房 152-1
連 絡 先	電話番号 0997-46-2526 FAX 0997-46-2526
管 理 者	園 長 岩川臣之介
対象児童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
利 用 定 員	<1号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童 25人 <2号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 20人 <3号認定子ども> 満3歳未満で保育を必要とする児童 20人
開設年月日	平成27年 4月 1日
事業所番号	

3 施設の目的・運営方針

当園は、幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供してまいります。

- (1) 園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。

(2) 園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めます。

4 当園における施設の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	2113.33㎡
	園庭	857.83㎡
園舎	構造	RC・木造
	延べ面積	662.79㎡

5 職員の設置状況

当園では、「鹿児島県認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める基準に基づき、幼児教育・保育の提供に必要な職種について、職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

※ 各職員の勤務体系により、各保育教諭の勤務日・勤務時間帯は異なります。

6 幼児教育・保育を提供する日

市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能日(休園日)が異なります。

認定区分	対象者	休園日
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童	土曜日、日曜日、祝祭日、及び長期休業期間。お盆・年末年始(8月13日から8月15日・12月29日から1月3日)行事の振り替え休日(※注)
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童	日曜日、祝祭日、及びお盆・年末年始、年度末(8月13日から8月15日・12月29日から1月3日・3月29日から4月1日頃)
3号認定子ども	満3歳未満で保育を必要とする児童	

(※注) 行事の振り替え休日、土曜日でも、保育が必要な場合は預かり保育を利用することもできますので御相談ください。

7 幼児教育・保育の提供時間

市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能な時間帯が異なります。

登園時間を含む

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定子ども	教育標準時間 (概ね4時間程度)	8時00分～14時30分 (※注1)
2号認定子ども	保育標準時間 (最大11時間)	7時30分～18時30分 (※注2)
3号認定子ども	保育短時間 (最大8時間)	8時00分～17時00分 (※注3)

(※注1) 14時30分を超えて保育を必要とされる場合は、預かり保育を利用することもできますので御相談ください(有料。無償化の対象子どもも有り)。

17時から18時30分延長保育があります。(有料)また、最終登園時間は9時となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、出来る限り9時までに登園していただきますようお願いいたします。

(※注2) 最終登園時間は9時となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、9時までに登園していただきますようお願いいたします。

(※注3) 8時から17時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、8時から17時までの範囲以外の時間帯において、やむおえない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時まで又は17時から18時30分までの範囲内で、延長保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、30分150円別途利用者負担が必要となります)。また、最終当園時間は9時となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、出来る限り9時までに登園していただきますようお願いいたします。

8 提供する幼児教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)を踏まえ、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、幼児教育・保育を提供します。

(2) 教育・保育の内容

保育における基本的な考え方

- ◎一人ひとりの子どもの状況や家庭での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いやりや願いを優しくしっかり受け止めます。
- ◎子どもの生活リズムを大切に、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えます。

◎子どもの発達について十分に理解し、子どもの個人差に十分配慮しながら、一人ひとりの発達過程に応じて保育します。

◎子ども相互の関係作りやお互いに尊重する心を大切に、集団における活動を効果のあるものにするよう援助します。

◎子どもが自発的、意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にします。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的な保育に努めます。

◎一人ひとりの保護者の状況やその意向を理解し、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、援助に当たります。

(3) 送 迎

希望者については、スクールバスによる送迎を行います。

運行にあたっては、送迎時間等へのご協力をお願いします。

また、スクールバスを利用する場合は、別途利用者の負担が必要となります。

(ベビーカー・自転車の預りはしていません。)

(4) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼 食	午後間食	備 考
0歳児	10時頃	11時15分頃	15時頃	
1歳児	10時頃	11時15分頃	15時頃	
2歳児	10時頃	11時15分頃	15時頃	
3歳児		11時40分頃	15時頃	
4歳児		11時40分頃	15時頃	
5歳児		11時40分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば医師による申告書で対応させていただきます。

9 利用料金

(1) 入園時にかかる費用（全認定共通）

★入園手数料 2,000円（新入園時） *入園手数料は原則として返金いたしません。

★制服・制帽・保育用品・・・ 時価実費

(2) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

1号認定児・2号認定児は無償化により無料。3号認定児は支給認定を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。ただし、月の途中で入退所する場合については、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

【納付金の納入】

ア) 口座引き落としでの納入となります。毎月 27 日にゆうちょ銀行の口座 から引き落とされます。(その日が休日の場合は、翌日となります。)

利用者選択の納付金は集金袋をお渡ししますので、園へ直接納入してください。

(3) 実費徴収

ア) 給食費(おやつ)(月額)

1号認定児 4,500円(週5)

2号認定児 5,500円(週6)

イ) バス利用料 往復 2,000円(片道 1,000円)

ウ) 特別負担金 3,000円(特別教室、行事、設備管理に支出する費用)

エ) 月刊絵本代 440円(年長/令和3年度)

エ) 保護者会費 600円(令和3年度)

オ) アルバム代

年長児 800円(令和3年度)

年中・年少 400円(令和3年度)

カ) 預かり保育料

平日(14:30~17:00) 450円(1号認定児)

延長(7:30~8:00)(17:00~18:30) 30分 150円(1号・2号短)

休業日・土曜日(8:00~12:30)(12:30~17:00) 各 450円

(4) その他

本園の利用において、通常必要とされるものに係る費用で保護者に負担されることが適当と認められるもので園長が定める金額保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

10 利用契約の終了に関する事項

当園は、以下の場合には、幼児教育・保育の提供を終了いたします。

(1) 園児が小学校に就学したとき

(2) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定により支給認定が取り消されたとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医等

当園は、以下の医療機関等と嘱託契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	仲 医 院
医 院 長 名	仲 淳一郎
所 在 地	鹿児島県熊毛郡屋久島町安房410-158
電 話 番 号	0997-46-2131

(2) 歯科

医療機関の名称	小脇歯科医院
医院長名	小脇 淳智郎
所在地	鹿児島県熊毛郡屋久島町安房739-15
電話番号	0997-46-3744

(3) 薬剤師

医療機関の名称	つばさ薬局
薬剤師名	渡邊 恵子
所在地	鹿児島県熊毛郡屋久島町安房410-214
電話番号	0997-49-7700

1.2 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

1.3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 園長・保育教諭 ・ご利用時間 14:30~18:30 ・電話番号 0997-46-2526 F A X 0997-46-2526 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
	第三者委員	石田尾 雄二 電話番号 0997-42-0419

1.4 与薬

当園では、基本的に与薬は行わないこととしています。ただし、保護者から当園の定める書式により依頼を受けた場合のみ、医師の指示による投薬を保護者の代わりに行うことがあります。その際は、当日分のみを園児に持たせてください。

1.5 守秘義務及び個人情報の取り扱いに関する事項

- (1) 守秘義務及び個人情報の取り扱いについては、本学園の運営規定（勤務心得）並びに個人情報取り扱い規定に基づいて慎重に対応します。
- (2) 居住市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限り利用します。
- (3) 当園はホームページ・SNS上に公開する写真等について、園児のプライバシー保護に努め、別紙同意書を得て、慎重に取り扱いいたします。

(4) 当園は、国の法令に従い「要録」を小学校へ送付するとともに、一人一人の子どもへの健やかな育ちのため、必要に応じて他の特定教育・保育施設等、地域子ども子育て支援事業を行う者等および緊急時において病院その他の関係機関等に対して、子どもに関する必要な情報を提供する場合があります。

16 虐待の防止のための措置に関する事項

職員研修	年に1回実施
通告義務	虐待を受けていると思われる子どもに気付いた場合には、関係機関に連絡する。(児童福祉法第25条)

17 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月実施します。

※ 非常事態には、園または状況に応じた避難場所に避難し、園児の安否情報を電話等で保護者に連絡する。避難場所において保護者等に園児を引き渡す。

18 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

当園においては、以下の保険に加入していただきます。

保険の種類	日本スポーツ振興センター
保険の内容	負傷・疾病・障害・死亡への対応
保険金額	295円(保護者負担:200円・園負担:95円)

※詳しくは、新年度にお知らせします。

19 当園におけるその他の留意事項

宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
----------------	---

認定こども園 すみれ子ども園
重要事項に関する同意書

当園における幼児教育・保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

学校法人 如竹学園
幼保連携型認定こども園
すみれ子ども園 園長 岩川臣之介

私は、本書面に基づいて学校法人如竹学園 認定こども園すみれ子ども園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所 : _____

園児氏名 : _____

保護者氏名 : _____ (印)

園児から見た続柄 : _____

個人情報使用同意書

貴園への入園に当たり、私及び私の子ども並びにその家族に係る個人情報について、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

○入園案内やホームページ等で写真を掲載すること（個人が特定されることはありません。）

○園内の掲示板での保育の様子をドキュメンテーションやポートフォリオを活用した写真の掲示

○小学校への円滑な移行が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること

○他の認定こども園、保育園（所）等へ転園する場合、その他兄弟が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと

○緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと

すみれ子ども園

園長 岩川 臣之介 様

令和 年 月 日

住 所 _____

児童名 _____

保護者名 _____ 印

続 柄 _____